

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

(日EU・EPA) ガイダンス

要求、確認および特恵の否認

(ジェトロ仮訳)

2019 年 2 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもEUの正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[EU-Japan EPA Guidance, Claim, Verification and Denial of Preference](#)

<https://ec.europa.eu>, © European Union, 2019

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日 EU・EPA）ガイダンス 要求、確認および特惠の否認

1. 法的根拠

第一・二条

一般的定義

(f) 「税関当局」とは、

(i) 欧州連合については、欧州委員会の税関に係る事項に責任を負う機関並びに欧州連合構成国において関税法令を適用し、及び執行する権限を有する税関当局その他の当局をいう。

(ii) 日本国については、財務省をいう。

第三章：原産地規則および原産地手続

第三・一条定義

この章の規定の適用上、

(c) 「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの（原産地に関する申告を作成する者に限る。）をいう。

(d) 「輸入者」とは、原産品を輸入する者であって、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求するものをいう。

第三・十六条

関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特惠待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特惠待遇を与える。輸入者は、関税上の特惠待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。

2 関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。

(a) 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告

(b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識

3 関税上の特惠待遇の要求及び2 (a) 又は (b) に定めるその根拠は、輸入締約国の法令に従って、税関への輸入申告に含まれるものとする。輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、産品がこの章に定める要件を満たすことの説明を当該輸入者が提供することができる範囲において、税関への輸入申告の一部として、又は当該輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができる。

4 (…)

5 (…)

第三・二十一条

原産品であるかどうかについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第三・十六条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。輸入締約国の税関当局は、税関への輸入申告の時、産品の引取りの前又は産品の引取りの後に確認を行うことができる。
- 2 1の規定に従って要求される情報には、次に掲げる事項以外の事項を含めてはならない。
 - (a) 原産地に関する申告が第三・十六条2(a)に規定する関税上の特惠待遇の要求の根拠である場合には、当該原産地に関する申告
 - (b) 産品の統一システムの関税分類番号及び用いられた原産性の基準
 - (c) 生産工程についての簡潔な記載
 - (d) 原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載
 - (e) 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載
 - (f) 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）
 - (g) 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、産品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料又は価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額
 - (h) 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、産品の重量及び産品に使用された関連する非原産材料又は重量の要件の遵守を確保するために適当なときは産品に使用された原産材料の重量
 - (i) 原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であって、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に基づく二桁番号、四桁番号又は六桁番号の様式によるもの）を含むもの
 - (j) 第三・十条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関連する情報
- 3 輸入者は、要求された情報を提供する場合には、確認の目的に関連すると認める他の情報を追加することができる。
- 4 輸入者は、輸入締約国の税関当局に対し、関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、要求された情報がその全てについて又は一若しくは二以上のデータの要素に関連して輸出者から直接提供され得るときは、その旨を通報する。

- 5 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条 2 (b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、1 の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。当該税関当局は、適当な場合には、輸入者に対して特定の文書及び情報の提供を要求することができる。
- 6 輸入締約国の税関当局は、関係する産品について確認の結果が出るまでの間関税上の特惠待遇を与えることを停止することを決定する場合には、適当な予防措置（担保を含む。）に従うことを条件として、輸入者に対して当該産品の引取りを提案する。関税上の特惠待遇の停止については、当該産品の原産品としての資格又はこの章に定める他の要件が満たされていることが輸入締約国の税関当局によって確認された後できる限り速やかに解除する。

第三・二十二条

運用上の協力

- 1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、産品が原産品であるかどうか及びこの章に定める他の要件を遵守しているかどうかを確認するに当たり、各締約国の税関当局を通じて協力する。
- 2 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条 2 (a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条 1 の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、更に、当該産品の輸入の後二年以内に輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。当該情報の提供の要請においては、次に掲げる情報を含めるべきである。
- (a) 原産地に関する申告
 - (b) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
 - (c) 輸出者の氏名又は名称
 - (d) 確認の対象及び範囲
 - (e) 該当する場合には、関連する文書
- 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局に対し、当該情報に加えて、適当な場合には、特定の文書及び情報の提供を要請することができる。
- 3 輸出締約国の税関当局は、自国の法令に従い、記録を検討するため及び産品の生産において使用された設備を視察するために、証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによって行う審査を要請することができる。
- 4 2に規定する要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この 4 の規定は、5 の規定の適用を妨げるもの

ではない。

- (a) 入手可能な場合には、要請された文書
 - (b) 産品の原産品としての資格についての意見
 - (c) 審査の対象となっている産品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類
 - (d) 産品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明
 - (e) 実施された審査の方法についての情報
 - (f) 適当な場合には、裏付けとなる文書
- 5 輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものと認める場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。
- 6 一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の税関当局の連絡先の詳細（郵便用宛名及び電子メールアドレス並びに電話番号及びファクシミリ番号を含む。）を通報し、及びこれらの情報に関する変更を当該変更の日の後三十日以内に通報する。

第三・二十四条

関税上の特惠待遇の否認

- 1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を与えないことができる。ただし、この1の規定は、3の規定の適用を妨げるものではない。
- (a) 第三・二十一条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でないとき。
 - (b) 第三・二十一条5の規定に基づいて情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- 2 輸入締約国の税関当局は、輸入者が産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの章に定める要件（当該産品の原産品としての資格に関連するものを除く。）を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 3 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局が第三・二十二条4(b)の規定に従って産品の原産品としての資格を確認する意見を提供した場合において、輸入締約国の税関当局が1の規定に従って関税上の特惠待遇を与えないことを正当とする十分な根拠があるときは、輸出締約国の税関当局に対し、当該意見を受領した日の後二箇月以内に、

関税上の特惠待遇を与えない意思を通報する。その通報が行われた場合において、締約国の要請があったときは、当該通報が行われた日の後三箇月以内に協議を行う。当該協議の期間は、個々の場合に応じて両締約国間の相互の合意により延長することができる。当該協議は、第二十二・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会が定める手続に従って行うことができる。輸入締約国の税関当局は、当該協議の期間が満了した時に、関税上の特惠待遇を与えないことを正当とする十分な根拠のみに基づき、及び輸入者に意見を述べる権利を与えた後に、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

2. ガイダンス

序論

関税上の特惠待遇の要求、その確認及び否認は、特惠原産地規則の適用のための手続上のルールの一部である。

輸入締約国は、輸入者からの要求に基づき、輸出締約国を原産とする製品に対して関税上の特惠待遇を輸入時に付与する。この要求は、輸出者によって作成された原産地に関する申告、または輸入者自身の知識に基づく。

税関輸入申告が確認を受けずに受理された場合、または税関申告の詳細が一度検証された後に危険性を評価する方法の結果として確認が開始された場合は、輸入締約国への輸入時に特惠待遇が付与される。

関税上の特惠待遇は、各締約国の国内法の範囲において関税の還付または減免の要請を受けて付与される場合もあるため、「輸入」はより広義で理解されるべきである。EU では、関税上の特惠待遇の要求は、一般的には当該原産品の自由流通のための税関申告時に行われる。

確認は、製品の引取り前または引取り後に行われ、関税上の特惠待遇の否認や関税負債 (customs debt) の発生につながる可能性がある (第三・二十一条 1)。

「確認」規定は、特惠待遇の要求が正しいものであることを確認するために、輸入税関当局が取ることのできる手順を定めている。確認は、輸入者による特惠待遇の要求を受け、危険性を評価する方法 (本ガイダンスではこれ以上取り上げない) により行われる。

「否認」に関する規定は以下を定める：

- 関税上の特惠待遇 (及び輸入された製品の原産品としての資格) の否認にかかる決定は、輸入税関当局によりなされること。
- それぞれの状況において、輸入税関当局が関税上の特惠待遇の否認を決定する前に経なければならない手順。

要求方法；要求の根拠；根拠により確認の実施方法が決定される

通関申告のための共通データ要件は、欧州委員会委任規則 2015/2446¹ 附属書 B のタイトル I に記載されており、そのフォーマットおよびコードは、欧州委員会実施規則 2015/2447² 附属書 B に記載されている。

EU では、関税上の特惠待遇を要求するためには、商品の自由流通のための通関申告時に、

¹ EU 関税法典 (UCC) の特定の条項に対する詳細なルールに関し、欧州議会・理事会規則 952/2013 を補足する 2015 年 7 月 28 日付欧州委員会委任規則 2015/2446

² EU 関税法典 (UCC) を規定する欧州議会・理事会規則 952/2013 の特定の条項を実施するための規定を定める 2015 年 11 月 24 日付欧州委員会実施規則 2015/2447

データ要素 (Data Element) 4/17 (特惠) (Preference)の使用が必須となる。当該データ要素の下で提供されるべき情報は、日 EU 経済連携協定 (EPA) のような特惠貿易協定に基づき関税上の特惠待遇が要求されるすべての場合において、その最初の桁が「3」、その次の2桁が「00」³となる3桁のコードで構成される。

データ要素 5/16 (特惠原産国のコード) (Country of preferential origin code)において、産品の原産国を示す適切なコード、日本の場合は「JP」を表示することにより、この情報が補足される。

さらに、**データ要素 2/3 (作成文書、証明書および認可、追加の参照資料) (Documents produced, certificates and authorisations, additional references)**の下で、以下の特定の情報を含めるものとする：

- ・関税上の特惠待遇の要求が「一回限りの輸送のための原産地に関する申告」に基づく場合は、コード「U110」。
- ・関税上の特惠待遇の要求が「同一の産品の二回以上の輸送のための原産地に関する申告」に基づく場合は、コード「U111」。
- ・関税上の特惠待遇の要求が「輸入者の知識」に基づく場合は、コード「U112」。

要求の根拠、すなわち原産地に関する申告または輸入者の知識のいずれを使用しているかによって、確認の実施方法が決定される。

要求プロセスの一部としての説明の要求

第三・十六条は、輸入国税関が、輸入者に対して特惠待遇要求の一部として追加的な「説明」を要求することを認めている。当該情報は従って、確認の前段階で要求される可能性がある。

しかし、EU では、こうした追加的な「説明」は通常、(特惠待遇) 要求の審査の一部としては求められない。(当該) 情報は、(特惠待遇) 要求が危険性の評価基準に基づく確認の対象に選定された場合に限り、確認手続きの一部として要求されることになる。

EU への輸入に関する要求のプロセスの中で、輸入者が、産品が原産であることを示すさらなる情報を入手したり、または輸出者がそれを提供したりする必要はない。

(原産地に関する申告) 2 段階の確認手順

(特惠待遇) 要求が輸出締約国で輸出者により作成された原産地に関する申告に基づく場合、確認は以下の2段階の手順に及ぶ可能性がある：

手順 1: 輸入税関当局が輸入者に対して要求するのは、第三・二十一条2のデータの要素のリストに記載されている情報のみである。輸入税関当局がステップ 2a への移行を必要とす

³ 数字「40」が用いられる最終使用の場合を除く。

る可能性のある原産地申告を除き、輸入者が当該情報を提供することは義務付けられず、また輸出者に直接の（第三・二十一条第四項）、または行政協力を通じた（第三・二十二条）対応を任せることができる。

手順 2a：輸入税関当局が、産品の原産品としての資格を確認するために、原産地に関する申告に加え、ステップ 1 の下で要求される情報を必要としているが、輸入者または輸出者から提供されない場合、輸入税関当局は輸出税関当局に対して行政協力を要請することができる（第三・二十二条第二項）

（輸入者の知識） 2 段階の確認手順

（特惠待遇）要求が輸入者の知識に基づく場合、確認は以下の 2 段階の手順に及ぶ可能性がある：

手順 1：輸入税関当局が輸入者に対して要求するのは、第三・二十一条 2 のデータの要素リストに記載されている情報のみである。

手順 2b：輸入税関当局が、産品の原産品としての資格を確認するためにより多くの情報を必要とする場合、ステップ 1 に続いて、輸入締約国は追加の詳細を提供するよう輸入者に対して要求することができる（第三・二十一条 5）。輸出締約国内の輸出者が特定されないため、輸入税関当局は輸出税関当局に対して行政協力を要請することはできない（第三・二十二条 2）。

輸入税関当局と輸出者との間に直接の関係はない

輸入税関当局は、要求が原産地に関する申告に基づく場合に限り、かつ、輸出税関当局への要請を通じて以外、輸出締約国においていかなる確認の活動も行ってはならない。輸入税関当局から輸出者への直接の情報要求、または輸出者の施設への訪問への参加は、確認手続きの一環としては実行できない。

手順 1 の理由

確認プロセスにおける最初の手順を導入する理由は以下の通りである。

- a) 関税上の特惠待遇の要求の後に輸入締約国の税関当局が輸入者に対して取る可能性のあるアプローチの足並みが揃うよう、両締約国による輸入者の平等な取り扱いを保証する；
- b) 産品の原産品としての資格の決定に関して厳密に必要とされている以上の情報が輸入者に対して要求されないことを保証する；そして
- c) 輸出者が作成した原産地に関する申告を使用する輸入者は、特惠待遇の要求の正当性を

立証するためのさらなる補足情報を取得するためには、その商業的關係に依存しているという、輸入者と輸出者との間の新たな結びつきを反映するものとなる。商取引のその他の要素に関して、輸入者（買い手）と輸出者（売り手）との間の関係は信頼に基づいており、これは今や原産地に関する申告が対象とする産品の原産品としての資格の要素にも及ぶ。

（原産地に関する申告）輸出者が輸入者に情報を提供する義務はない

輸入者（買い手）と輸出者（売り手）との間の契約上の義務は別として、手順 1 の下で輸入者が輸入税関当局から情報を提供するように要求された場合でも（ただしその対応は義務ではない）、第三章は輸出者が輸入者に対して情報を提供する義務を含んでいない。

それでもなお、輸出者が輸入者からの要求に直面し、確認のプロセスにおけるこの段階において情報を提供しようとする場合、当該輸出者は、要求されている情報（のすべて、あるいは関連する 1 つ以上のデータ要素）を輸入者に提供するか、または輸入税関当局に直接提供するかいずれによって対応するかを選択することができる。確認プロセスの手順 1 の要求を受け情報を提供することで、手順 2 a の一環である輸入税関当局による行政協力の要請の後、当該情報の要求を輸出者側の（輸出）税関当局から受けることが回避される。

輸入者は最低限、要求の手順の一環として提供済でない限り、関税上の特惠待遇の要求の根拠となる原産地に関する申告を輸入税関当局に提供すべきである。（第三・十六條 4）

（輸入者の知識）手順 1 で輸入者が輸入税関当局へ情報を提供する義務

「輸入者の知識」の場合、輸入者は、産品が原産品であり、第三章の要件を満たしていることを証明できなければならない。これは必ずしも、（特惠待遇の）要求時点ですべての情報が、輸入者が有する記録のうちに揃っていないなければならないという意味ではない。第三・二十一条 1 に準ずる情報の要求に基づき、輸入者は否認までの 3 ヶ月の期限内に必要な情報をまとめられるようにすべきである（第三・二十四条 1 (a)を参照のこと）。

産品が原産品であり、かつ第三章において規定される要件を満たすことを証明するすべての情報はアクセス可能であるべきであることから、輸入者には要求のあった情報を輸入税関当局に提供する義務がある。これに従わない場合、関税上の特惠待遇が否認され、必要に応じて行政措置または制裁措置が取られることになる。

（原産地に関する申告）手順 2a：行政協力の要請

前述のように、輸入税関当局は輸出締約国においていかなる確認の活動も行っていない。輸出締約国での確認は、税関当局間の行政協力を通じてのみ実施可能である。

輸入税関当局による輸出税関当局への行政協力の要請は、輸入者への情報の要求（手順 1）の後、産品の原産品としての資格を確認するために追加情報を必要とする場合に限り可能である。

輸出税関当局はまた、原産地に関する申告を作成する輸出者の法的資格を確認するよう要請を受ける場合がある。行政協力の要請は、関税上の特惠待遇の要求が原産地に関する申告に基づいている場合に限り可能となる。

手順 2a : 2 年以内の行政協力の要請

輸入税関当局による輸出税関当局への要請は、当該製品の輸入から 2 年の期間内にのみ行うことができる。

手順 2a : 輸出税関当局に対する輸出者の権利と義務

要請を受けた輸出税関当局は、原産地に関する申告を作成した輸出者に対して、原産地に関する申告に記載されている製品の原産品としての資格に関する書類および根拠の提供を要求することができる。また、原産品に関連して保持されている記録を再検討するために、当該施設を訪問し、原産品が生産された製造設備を視察することができる。

要求を受けた輸出者は、確認において輸出税関当局に協力する義務を負うが、情報の要請への回答の際に、輸出税関当局が輸入税関当局に対して提供しようとするすべての情報を見直す権利を有する。輸出者はその後、秘密とみなされる情報が輸入税関当局に提出されないよう決定することができる。

輸出税関当局の意見のための機密情報の使用

輸出者が秘密だと考える情報は、第三・二十二条 4 (b) の下で提供される輸出税関当局の意見に使用される可能性が依然としてある。その場合、輸出税関当局は、確認（書類の検討、訪問など）の後、当該製品は締約国原産品としてみなされ、第三章のその他の要件を満たすと考えられる（あるいは考えられない）という旨の意見を述べるることができる。意見の一部として、確認の調査結果および事実を提示することができるが、それは輸出者によって許可されたものに限られる（秘密情報の取扱いに関するガイダンスを参照のこと）。

追加情報の要求（輸入者の知識）

手順 2b

輸入税関当局による輸入者への追加情報の要求は、輸入者への情報の要求（手順 1）の後、製品の原産品としての資格を確認するために追加情報を必要とする場合にのみ可能である。

日 EU・EPA の下での特惠の否認

日 EU・EPA は、輸入税関当局が関税上の特惠待遇を否認することができるようになる正確な期限と条件を規定している。否認に関する規定（第三・二十四条）は、輸入税関当局が関税上の特惠待遇の否認するための法的根拠を提供するケースを、それぞれの段階で定義することにより、確認プロセスにおいて輸入当局が取るべき手順を反映している。

「十分でない」とは何か？

情報の要求の後に回答がない場合、または提供された情報が、当該産品の原産性の資格を確認するために「十分でない」場合、輸入税関当局は関税上の特惠待遇を否認することが可能となる。「十分でない」という用語はそれ以上定義されていないが、輸入税関当局がさらに確定するためには、(合理的に) 不十分であるという意味だと見なされる必要がある。「十分」という用語は、特惠関税付与の否認に関連する EU 関税法典実施規則⁴の第百七条 2 (c) (ii) において同様の状況で使用されている。

情報の要求後の輸入者の回答

手順 1 (原産地に関する申告)

輸入税関当局は、輸入者が、第三・二十一条 2 に続く情報の要求を受けても、原産地に関する申告以外の情報を提供していない時点で、関税上の特惠待遇を拒否してはならない。この場合、追加情報が必要であることを考慮して、輸入税関当局から輸出税関当局への行政協力の要請とともに確認を継続⁵することができる。

期限

輸入税関当局がその期間の経過後、関税上の特惠待遇を否認することができるようになる期限：

手順 1：輸入者に対して情報の要求がなされてから 3 ヶ月後。

手順 2a: 輸出税関当局に対して行政協力を行うよう要請がなされてから 10 ヶ月後。ただし、輸出税関当局が第三・二十二条 4 (b) に従って産品の原産品としての資格を確認する意見を提供した場合を除く。

手順 2b：輸入者に対して追加情報の要求がなされてから 3 ヶ月後。

⁴ EU 関税法典 (UCC) を規定する欧州議会・理事会規則 952/2013 の特定の条項を実施するための規定を定める 2015 年 11 月 24 日付欧州委員会実施規則 2015/2447

⁵ 輸入税関当局はまた、回答が提供する情報が不十分な場合であっても、特惠処理を与えることを決定することがある。(例えば、確認のための選定が無作為抽出によって行われた場合)

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569